

平成 24 年 5 月 6 日

大阪市会大阪維新の会 幹事団 坂井良和 団長 殿

社団法人 日本自閉症協会 会長 山崎晃資

要 望 書

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、報道によりますと、貴議員団が「家庭教育支援条例」(案)を大阪市議会に提出されるとあります。しかしながら、同条例案の発達障害に関する部分は、前提に明確な誤りがあり、内容に疑義があるばかりか、自閉症の人々およびその家族に対する偏見を助長するのではないかという大きな懸念があります。従いまして、全文にわたり、発達障害についての項目には再考が必要と考えますが、とくに第 15 条と第 18 条については、大幅な修正を要望いたします。

前提条件の誤りといたしましては、まず、発達障害は脳の機能的な障害であり、予防という概念が当てはまりません。第 15 条では、「乳幼児期の愛着形成の不足が軽度発達障害またはそれに似た症状を誘発する大きな要因であると指摘され、また、虐待、非行、不登校、引きこもり等に深く関与していることに鑑み、その予防・防止をはかる」とあります。しかし、乳幼児期の愛着形成は子育てには重要なものと考えますが、その不足が自閉症を含む発達障害の原因でないことは医学的に確立されております。

また、発達障害の人々が虐待されたり、排斥されやすいことは事実ですが、それは、発達障害に問題があるのではなく、発達障害への無理解や支援のなさなどの社会の側の問題として捉えるべきです。従いまして、虐待などの防止は、障害理解の促進および支援の充実によって図られるべきであり、発達障害を防止するという発想に立つべきではありません。発達障害は悪いものであるので予防や改善をしないといけないという発想は、共生社会の実現に逆行するものです。

次に、第 18 条に、「わが国の伝統的子育てによって発達障害は予防、防止できるものであり、こうした子育ての知恵を学習する機会を親およびこれから親になる人に提供する」とあります。繰り返しますが発達障害は脳の機能的な障害であるため、わが国の伝統的子育てなどによって予防、防止できるものでも、病気のように治癒するものでもありません。この障害に対する正しい認識にもとづく療育や支援と周囲の理解により社会的困難性を軽減することができます。

貴議員団の条例案のような発達障害に対する偏見や無理解により、当事者やその家族は長年苦しめられてきました。先人達の努力により少しずつ理解が広まってきておりますが、本条例により、その努力が水泡に帰し、偏見や無理解が助長されることを危惧いたします。国連は 2007 年 12 月に毎年 4 月 2 日を自閉症啓発デーとすることとし、障害がある人もそうでない人も共に生きる社会の実現のために、障害を持つ人々の権利と福祉を守るという決意を再確認しています。貴議員団の発達障害に対する認識と政策案は科学的根拠を欠き、日本や世界のこの問題に対する取り組みに逆行するものです。第 15 条および第 18 条の大幅な修正を含む全文の修正を要望します。

最後に発達障害の正しい理解が進むことを切望するとともに、貴議員団のますますのご活躍をお祈りいたします。

敬具